

学内募集について

■提出書類：申込書類一式（本要項p.2記載）と本学の留学プログラムに応募していることが分かる書類（例：EPOK申込書）

■提出先：国際部留学交流課窓口（一般教育棟C棟1階）

■提出期限：2024年1月5日（金）

※提出書類に不備がある場合や期限後の提出は一切受け付けません。

日本人奨学生募集要項（2024年度）

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団

日本の大学において勉学を行っている学業、人物ともに優秀な**学部学生**で、特に**経済的な援助が必要と認められる者**に対して、下記により奨学金の支給を行います。

1. 応募資格

- ① 日本の国籍を有する者または永住を許可されている者で、過去に長期間（概ね1年以上）の海外生活、海外留学経験がない者
- ② 日本の大学の**学部（年次不問）に在籍する正規学生**で、専攻分野が**文科系**である者
- ③ 所属する大学内の選考により、**海外の協定校への交換留学**が決定もしくは確実な者
- ④ 心身ともに健康な者
- ⑤ 国際理解と親善に深い関心を持ち、卒業後各分野において国際貢献に寄与しうる者
- ⑥ 当財団の奨学生となった場合、奨学金給付期間中は、他の民間財団・民間団体・事業会社などから奨学金を重複受給することは不可（大学独自の支援金などは可）

2. 採用人数

全体で毎年5～10名程度（推薦依頼した各大学から原則1名の採用）

3. 奨学金の金額と支給方法

- ① 奨学金の金額 月額10万円の給付（返済不要）
- ② 奨学金支給期間
 - ・ 留学先の授業が始まる渡航月から授業が終了する帰国月までの最長1年間で、実際に現地に滞在して就学する期間
 - ・ なお渡航月と帰国月については、現地滞在が半月に満たない場合、その月の奨学金は支給しない
 - ・ 秋学期から春学期までの2 semesters 履修が条件（1 semester だけは不可、オンライン留学も不可）
- ③ 渡航費 往復1回分の航空券実費相当額を渡航前に支給
（学生が一般に利用するエコノミークラスで、他組織からの援助がない場合に支給）

- ④ 奨学金の支給方法 先3ヶ月分をまとめて3ヶ月ごとに支給（国内振込）、
最終回は帰国スケジュールに合わせて支給月数を調整

4. 応募方法

以下の書類を所属する所属大学の留学担当課に提出のこと

- ① 奨学金申請書（所定の様式に記入、Word形式で入力可。所定のフォントサイズ・
枠は広げないこと。写真はデジタル添付可）
- ② 推薦状（担当教官の推薦文、Word形式で入力可）
- ③ 推薦書（大学長印）
- ④ 成績証明書（応募時点まで発行されているもので可）
- ⑤ 住民票
- ⑥ 健康診断書（直近のものでコピー可）

5. 応募期間

- ・ 応募者は、留学担当課の指定する期間内に申請書類を留学担当課に提出のこと。
- ・ 留学担当課は、学内選考を経た推薦者3名の申請書類一式を、1月末までに財団事務局まで郵送のこと（レターパックまたは簡易書留にて）。
（書類がそろい次第早めの送付をお願いします。1月中からでも面接を順次実施）

6. 選考および決定

- (1) 1月下旬までに書類審査を行い、その結果を大学に通知する。
- (2) 書類審査合格者に対し、2月末までに財団事務局が大学に赴き面接を行う（もしくはオンラインにて実施）。
- (3) 3月上旬の選考委員会で書類・面接結果について審議を行い、各大学から原則として1名を採用決定者とし大学に通知する。審議の結果、採用基準に満たない場合には、その大学から1名も採用しないこともある。

7. 奨学金の支給の停止など

- ① 病気その他の理由により、留学後に中断して帰国する場合
- ② 学業成績不良の場合
- ③ 所属する大学、または留学先の大学から、勉学の継続が不可とされた場合
- ④ 素行不良、そのほか当財団の奨学生として適性を欠くと認められる場合
- ⑤ 所属する大学、留学先の大学を退学・転校・転籍した場合

8. 届出義務

奨学生となった者は、速やかに当財団宛以下の書類を提出・提出

- ① 奨学生として決定した場合「日本人留学生奨学金受給誓約書」(所定の様式)を提出
- ② 何らかの理由で、所属する大学、留学先の大学を休学・退学・転校・転籍する場合や、留学を取りやめる場合は「変更事項等通知表」(所定の様式)を提出
- ③ 奨学金支給期間中に、留学先の国を離れて他の国に旅行や研修に行く場合、あるいは日本に一時帰国する場合、「帰国・外国旅行届」(所定の様式)を提出
- ④ 渡航後半年が経過した時点で「留学進捗状況報告書」(所定の様式)を、帰国後は速やかに「成果報告書」(所定の様式)を提出
- ⑤ 留学終了後、留学先の履修証明書(成績証明書)(写しで可)を提出
- ⑥ その他、住所、メールアドレスの変更などが生じた場合、「変更事項等通知表」(所定の様式)にて速やかに報告

9. その他

- (1) 提出した応募書類は返却いたしません。
- (2) 選考の内容についてはお答えいたしません。
- (2) 申請書等の個人情報 は財団で厳格に管理します。

10. 照会先

公益財団法人みずほ国際交流奨学財団 専務理事・事務局長 奥寺 訓久

100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1

TEL 03-5288-5906

FAX 03-5288-3134

E-mail fbifyume@nifty.com

以上